

償却資産の課税標準の特例について

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

地方税法附則第 15 条に定める一定の要件を備えた償却資産については、申告することにより課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

○課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

地方税法の適用条項	取得時期	特例対象施設等	課税標準の特例率及び適用期間
附則第 15 条第 2 項第 1 号	R8. 3. 31 まで	水質汚濁防止法による汚水または廃液の処理施設	1 / 3 （無期限）
附則第 15 条第 2 項第 5 号	R8. 3. 31 まで	下水道法による公共下水道の使用者が設置した除害施設	4 / 5 （無期限）
附則第 15 条第 25 項第 1 号	R8. 3. 31 まで	再生可能エネルギー認定発電設備（太陽光発電設備等）	2 / 3 （取得後 3 年間）
附則第 15 条第 25 項第 2 号	R8. 3. 31 まで	再生可能エネルギー認定発電設備（バイオマス発電設備木竹・農産物）	6 / 7 （取得後 3 年間）
附則第 15 条第 28 項	R8. 3. 31 まで	水防法による浸水防止用設備（防止扉、止水板、排水ポンプ、換気口等）	2 / 3 （取得後 5 年間）
附則第 15 条第 43 項	R7. 3. 31 まで	中小企業者等が取得した認定先端設備	1 / 2 （取得後 3 年間）
	R7. 3. 31 まで	雇用者給与等支給額の増加に係る導入計画による、中小企業者等が取得した認定先端設備	1 / 3 （取得後 4 年間）
	R7. 4. 1 から R9. 3. 31 まで	雇用者全体の給与が 1.5%以上増加することを表明した、中小企業者等が取得した認定先端設備	1 / 2 （取得後 3 年間）
		雇用者全体の給与が 3%以上増加することを表明した、中小企業者等が取得した認定先端設備	1 / 4 （取得後 5 年間）

該当する償却資産を所有していて、特例の適用を受ける方は、償却資産申告書等の下①、②の欄に特例の適用条項を記入し、特例内容に係る資料の写し（再生可能エネルギー発電設備の認定通知書など）とともに申告書を提出してください。

①「償却資産申告書」の 18. 備考（添付書類等）

②「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄

固定資産税（償却資産）においては、租税特別措置法に基づく税額控除及び特別償却・即時償却の制度（グリーン投資減税）はありません。